

主な二国間協議及び現地調査(平成18年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
中国産未成熟えんどう (残留農薬)	平成11年4月から協議開始。平成18年1月、検査命令免除のため、優良企業の現地調査を実施。平成22年4月、これまでの検査実績を踏まえ、検査命令を解除。	平成19年4月
中国産鰻 (動物用医薬品、残留農薬)	平成14年4月から協議開始。協議継続中。	-
中国産冷凍ほうれんそう (クロルピリホス)	平成14年7月から協議開始。平成16年6月、一部の企業のみ輸入自粛解除。平成17年8月、輸入自粛解除対象企業を追加。協議継続中。	平成19年4月
米国産牛肉 (BSE)	平成15年12月から協議開始。平成17年12月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成18年1月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止したが、平成18年7月手続再開。協議継続中。	平成18年6～8月 平成18年11～12月
タイ産マンゴー (プロピコナゾール)	平成17年2月から協議開始。平成18年2月、タイ政府が認める登録優良輸出企業については検査命令の対象から除外。	-
米国産とうもろこし (アフラトキシン)	平成17年12月から協議開始。対応要請中。	-
コロンビア産コーヒー豆 (ジクロルボス)	平成15年9月から協議開始。平成16年11月、検査結果証明書により検査命令解除。平成18年5月、コロンビア政府による再発防止対策及び輸入時検査の実績を踏まえ、検査命令解除。	-
ニュージーランド産グリーン アスパラガス (ジクロルボス)	平成18年1月から協議開始。平成18年9月、ニュージーランド政府により原因究明及び再発防止対策が講じられたことから一部の輸出業者について検査命令を解除。	-
韓国産パプリカ (クロルピリホス)	平成18年2月から協議開始。平成18年6月、韓国政府により管理された登録業者の検査命令を解除。	-
ベトナム産イカ、エビ (動物用医薬品)	平成18年6月から協議開始。同年12月、ベトナム政府より報告された原因究明について各検疫所あてに通知。平成19年1月、ベトナム政府より報告された再発防止対策について各検疫所あてに通知。協議継続中。	-
台湾産マンゴー (シフルトリン及びシベル メトリン)	平成18年7月から協議開始。台湾行政院農業委員会により管理された輸出業者については検査命令を免除。	平成19年3月
インドネシア産エビ (動物用医薬品)	平成18年9月から協議開始。対応要請中。	-
米国産レモン (イマザリル)	平成16年12月から協議開始。平成19年1月、検査命令対象製造者の衛生管理の改善が米国政府より報告されたことから、検査命令を解除。	-
イタリア産非加熱食肉製 品 (リステリア菌)	平成17年3月から協議開始。平成19年2月、検査命令対象製造者の衛生管理の改善がイタリア政府より報告されたことから、報告のあった検査命令対象製造者の検査命令を解除。	-